

1 包括外部監査の対象

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」
- 平成24年度 「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」
- 平成25年度 「市の債権事務の執行について」
- 平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」
- 平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
- 平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成29年9月19日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部生活排水対策室南部下水道管理事務所

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(156 頁)</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか</p> <p>(中部浄化センター汚泥焼却灰保管用倉庫賃貸契約について)</p> <p>リース料は、仮設建物の耐用年数 7 年を前提として計算した場合、倉庫を建築した場合に比べて経済的合理性がないと言わざるを得ない。</p> <p>経済合理性も合わせて考慮の上、委託業者の選定、契約金額、契約更新の有無を決すべきであると考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該倉庫につきましては、原発事故に伴い発生した放射性物質を含む汚泥焼却灰の保管の為に設置したものでありますが、国は当初、これらの灰については、「3 年以内で処分する」としていたことから、短期間での使用を視野に、リース契約により設置し、その費用は東京電力㈱に賠償責任として請求することとしておりました。(なお、倉庫を建築した場合には、市としての資産形成と判断され、「原発事故に伴う賠償責任の対象にならない」との回答も東京電力㈱から受けております。)</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>賃借開始から 7 年目となることから、倉庫を建築した方が経済的な結果となっておりますが、国の当初の処分方針に従う形で対応してきたこれまでの経過や賠償責任の支払い条件から勘案すれば、契約時においては、正当な判断であったと考えております。</p> <p>また、国は未だに明確な処分時期を示してないため、現状においては倉庫を使用せざるを得ない状況にありますが、これから倉庫を建築することについては、経済的合理性を踏まえても現実的ではないことから、現行のリース契約を継続することとし、今後、同様の事態が生じた場合には、当該指摘の観点を踏まえた対応に努めることとします。</p> <p>なお、昨年度につきましては、賠償責任による平成 23 年度分の費用についての支払いが市</p>	

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
		<p>に対してあったところであり、今後においても「早期の処分」と「残る費用についての全額賠償」に向けて要望して参る考えであります。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 生活環境部生活排水対策室経営企画課

監査の実施年度 (平成 26 年度)	
是正または改善を要する事項	検討内容等
<p>(144 頁)</p> <p>2 公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか</p> <p>徴収事務を委託している年度の財務状況が事務負担金に反映されていない。</p> <p>現状よりも合理的な算定根拠として、翌年度の予算に基づいた数値に計算根拠を求めることによって、現状よりは実態を反映した数値での予算を策定することが可能となるのではないかと思われる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公共下水道使用料等の徴収事務委託については、上水道、下水道の利用者に対する徴収事務等に係る経費を節減し、効率的な事業執行を行おうとするもので、市下水道事業が、市水道事業に事務を委託しているものです。</p> <p>その負担にあたっては、上下水道料金等の徴収事務委託に係る経費について、合理的かつ公平に負担するため、確定経費額を上下水道の使用件数(調定件数)で按分し、負担金を算出しているところです。</p> <p>決算後の確定額をもって按分する方法のため、当該年度に支出する負担金の算定方法は、前々年度の徴収に要した経費の決算値としていますが、徴収に要する当該年度の予算として計上した額とすることがより合理的と考えられるとの指摘を受けたものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>徴収事務委託料の算定について、指摘事項を踏まえ、改めて水道局と協議した結果、昭和 61 年度の協定書締結時より、徴収に要した経費として確定した決算値を用いることによって精算を発生させない方法としてきたこと、当該負担金の徴収は恒久的に継続していくものであり終期がないこと等の理由から、算定方法について合理性、公平性が担保されている現在の算定方法によることとしたところです。</p>

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部生活排水対策室下水道事業課

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(158 頁)</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか</p> <p>(中部浄化センター脱水汚泥機 No. 1 の処分検討について)</p> <p>遊休状況となっている脱水汚泥機について、修理・故障時の代替のため保有しているが、使用実績が数年間全くない状況である。なお、点検の結果、稼働は可能であるが処分を行っていない。</p> <p>予備機としての有用性が乏しい設備は、インフラ長寿命化計画も考慮の上、除売却等の時期を検討する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該設備は昭和 63 年に設置し、その後、汚泥脱水機 No. 3 の設置を平成 13 年、汚泥脱水機 No. 2 を平成 21 年に設置しており、現在は汚泥脱水機 No. 2 及び No. 3 で汚泥処理をしておりますが、当該設備はリスク管理の観点から不測の事態に備えて予備機として管理してきたところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該設備につきましては、除却工事を単独費で行うには費用負担が大きいことから、「いわき市公共施設等総合管理計画」及び「いわき市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、関連設備の改築更新時にあわせて国費等の財源を確保したうえで、除却することといたします。</p> <p>今後、同様の事項が生じた場合につきましては、各種計画を考慮し、適切な時期での除却に努めて参ります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部生活排水対策室下水道事業課

監査の実施年度 (平成 26 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(160 頁)</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか</p> <p>(北白土第一ポンプ場管理人舎の用途廃止について)</p> <p>現在空き家となっている管理人舎用地は、送水の機能確保のためポンプ等の仮設設備を設置する用地として活用することが検討されているが、建物が残置されているため、用地活用時に支障が生じる可能性がある。</p> <p>遊休となっている当該管理人舎に関して、現在稼働しているポンプの突発的な故障等に備え、迅速に仮設ポンプ等の設置ができるように施設の取り壊しを行っておくべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該施設の用地は、今後、夏井川の対岸へ送水している管が老朽化等により取替が必要となった場合に、当該施設を取り壊した上で、北白土第一ポンプ場の改築更新時の用地として活用することを検討しております。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>当該施設につきましては、除却工事を単独費で行うには費用負担が大きいことから、「いわき市公共施設等総合管理計画」及び「いわき市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、関連施設の改築更新時にあわせて国費等の財源を確保したうえで、除却することといたします。</p> <p>今後、同様の事項が生じた場合につきましては、各種計画を考慮し、適切な時期での除却に努めて参ります。</p>		

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 水道局総務課

監査の実施年度 (平成 26 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(67 頁)</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (最低制限価格制度の事後公表について)</p> <p>市では、震災以降の工事単価上昇への対応として、当初契約後、受注者からの申し出により、契約締結時点での単価による変更契約ができる取扱いを導入しているが、最新の工事単価に基づいた最低制限価格の設定が行われているか否か、疑念を抱かれる可能性が高いと考えられる。</p> <p>したがって、最低制限価格の設定如何によって落札者が異なることから、入札及び契約の透明性を高める観点から、当該最低制限価格を事後公表とすることを検討すべきである。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公共工事におけるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用について国から要請されておりますが、水道局では市の取扱いと同様に最低制限価格制度を採用しています。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>水道局においては、類似した内容の工事発注が多く、最低制限価格を事後公表した場合、データが蓄積されることにより、その後の工事発注にあたり当該価格を類推され、事業者の技術力や経営力による競争が損なわれる弊害が生じる恐れがあることから、当該価格は非公表としています。</p> <p>なお、最低制限価格の算定式や設定範囲については公表していることから、一定の入札の透明性・公平性は確保されているものと考え、現行の取扱いを継続することとしました。</p>

監査の実施年度 (平成 26 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(69 頁) (低入札価格調査制度の導入について)</p> <p>現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手を確保すべく、低入札価格調査の導入等、工事の性格等に応じた入札契約方式を行えるよう、検討されたい。</p> <p>(71 頁) (低入札価格調査制度の適切な活用について)</p> <p>将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手を確保すべく、低入札価格調査制度の適切な活用について検討されたい。</p>	<p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>公共工事におけるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用について国から要請されておりますが、水道局では市の取扱いと同様に最低制限価格制度を採用しています。</p> <p>〔現行の事務処理を継続する理由〕</p> <p>建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的として法改正が行われている趣旨を踏まえ、水道局としては、労務単価の上昇や積算基準の改訂への対応を行うとともに、最低制限価格を適切に設定することでダンピング入札を防止し、適正価格による工事発注を促進しているところです。</p> <p>また、低入札価格調査制度を導入することにより、水道局及び工事業者双方の事務負担が増大する恐れがあることから、当面、現行の最低制限価格制度の運用により、適正な施工の確保を図っていきたいと考えています。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 総務部職員課

監査の実施年度 (平成 26 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(145 頁)</p> <p>3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか (各種手当の事務処理について)</p> <p>通勤手当の変更は、各種手当の中でも特に不正受給防止を担保する体制を整備・運用する必要があると考えられる。</p> <p>職員は、新たに、いわき市職員の給与に関する条例 12 条第 1 項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに、通勤届 (第 3 号様式) により任命権者に届け出なければならないとされているが、通勤手当の変更事由の発生は、一定の場合、その事実発生を客観的に示すことは困難である。</p> <p>したがって、職員本人の申請に委ねることはやむを得ないとしても、不正受給防止の観点から、その支給実態の検証体制を整備することは当然必要であるといえる。そして、その体制が有名無実となることがないように、前述したサンプリング調査等を定期的を実施し、検証することが必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>これまで、通勤手当に係る不正受給等は発生していないことから、現行の事務処理を継続しているものであります。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>年 5 回 (4、5、7、10、1 月) 給与マスターリストを配布し、不適正な受給状態となっていないか所属長あてに確認を依頼しているところであり、現況と相違がある場合には職員課に報告する体制となっていること、また、公共交通機関利用者については、購入した定期券等の提出を求め、客観性を担保していることから、現体制においても不正受給等を十分に防止できているものと考え、今後も現行の事務処理を徹底して参りたいと考えております。</p>